

堺市産業振興アクションプラン懇話会開催要綱

平成29年6月1日制定

1 目的

堺市産業振興アクションプラン（以下「プラン」という。）を改定してから3年目を迎え、変化する社会経済情勢や個別事業の進捗状況等を踏まえたプランの見直しについて、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市産業振興アクションプラン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 本市の産業振興に関する事項
- (2) 社会経済情勢に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する6人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間等

平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間のうち、3回程度

7 庶務

懇話会の庶務は、産業政策課において行う。